
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 9 号
令 和 6 年 3 月 15 日

那 覇 市 監 査 委 員	上	地	英	之
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	前	泊	美	紀

令 和 5 年 度 後 期 定 期 監 査 の 結 果 に つ い て (公 表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項に基づき実施した令和5年度後期定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年度
後期定期監査報告書

令和6年2月
那覇市監査委員

令和5年度後期定期監査報告書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び4項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第3 監査の対象

1 対象範囲

令和4年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1) 市民文化部

市民生活安全課、まちづくり協働推進課、ハイサイ市民課、文化振興課、文化財課

(2) 環境部

環境政策課、クリーン推進課、環境保全課、環境衛生課

(3) 会計管理者

出納室

(4) 議会事務局

庶務課、議事管理課、調査法制課

(5) 上下水道局

総務課、企画経営課、料金サービス課、水道管理課、配水課、水道工務課、下水道課

(6) 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

(7) 監査委員

監査委員事務局

第4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第3編第3章第1節の財務事務監査の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 調定の時期及び手続は適正か。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(4) 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。

3 支出事務

(1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

(4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

(1) 入札契約方式の選択は適正に行われているか。

(2) 随意契約による場合、その理由は適正か。

(3) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か

(4) 工事完成の時期、物品の納入時期及びその他の契約の履行期限は守られているか。

5 財産管理事務

(1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。

(2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。

(3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。

(4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。

第5 監査の主な実施内容

1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。

2 事務局職員による予備監査を実施した。

3 監査委員による監査を実施した。

第6 監査の期間、日程及び実施場所

1 期間 令和5年10月13日から令和6年2月21日まで

2 主な日程

(1)実施通知日：10月13日（金）

(2)予備監査：12月11日（月）～12月21日（木）

(3)監査委員監査：1月30日（火）、31日（水）、2月1日（木）

(4)監査委員協議：2月14日（水）

①監査の結果に関する報告協議

②那覇市監査委員監査基準第19条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定

：2月21日（水）

①監査の結果に関する報告の決定

3 実施場所

対象部署、監査会議室（本庁舎12階）及び上下水道局

第7 監査委員の除斥

上下水道局の監査は、地方自治法第199条の2の規定により、上地英之監査委員を除斥して行った。

第8 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、次の指摘事項等の各事項に述べるとおり、一部に改善を要する状況や好ましくない状況があった。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数

(単位：件)

区分(*注) 部局・課名	指摘事項等の件数				
	指摘事項	是正事項	注意事項	要望事項	合計
市民文化部	-	-	41	1	42
市民生活安全課	-	-	-	1	1
まちづくり協働推進課	-	-	7	-	7
ハイサイ市民課	-	-	5	-	5
文化振興課	-	-	14	-	14
文化財課	-	-	15	-	15
環境部	-	-	5	-	5
環境政策課	-	-	3	-	3
クリーン推進課	-	-	1	-	1
環境保全課	-	-	1	-	1
環境衛生課	-	-	-	-	-
会計管理者	-	-	-	-	-
出納室	-	-	-	-	-
議会事務局	-	-	1	-	1
庶務課	-	-	-	-	-
議事管理課	-	-	-	-	-
調査法制課	-	-	1	-	1
上下水道局	-	-	-	-	-
総務課	-	-	-	-	-
企画経営課	-	-	-	-	-
料金サービス課	-	-	-	-	-
水道管理課	-	-	-	-	-
配水課	-	-	-	-	-
水道工務課	-	-	-	-	-
下水道課	-	-	-	-	-
選挙管理委員会	-	-	1	-	1
選挙管理委員会事務局	-	-	1	-	1
監査委員	-	-	-	-	-
監査委員事務局	-	-	-	-	-
合計	-	-	48	1	49

(*注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

(2) 是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項：予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(*注2) 内容別件数には、次の(2)共通事項の指摘件数を含む。

(2) 共通事項

ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(コ)の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア)物品自治会負担分(調定日:令和4年11月29日) 外5件
(まちづくり協働推進課)
- (イ)令和4年度日仏共同製作新作舞台作品 公演(調定日:令和4年4月1日) 外1件 (文化振興課)
- (ウ)那覇文化芸術劇場なは一と施設使用料納付の猶予に伴うマイナス調定(調定日:令和4年7月30日) (文化振興課)
- (エ)那覇文化芸術劇場なは一と既納使用料の還付にかかるマイナス調定(調定日:令和4年7月30日) 外2件 (文化振興課)
- (オ)令和4年度沖縄振興特定事業推進費補助金(崇元寺跡保存整備事業)
(文化財課)
- (カ)伊江殿内庭園 歴史生き生き! 史跡等総合活用整備補助 (文化財課)
- (キ)首里金城の大アカギ天然記念物再生事業 (文化財課)
- (ク)龍潭線街路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務 (文化財課)
- (ケ)住友財団文化財維持・修復事業助成金について (文化財課)
- (コ)(公財)朝日新聞文化財団文化財保護助成金について (文化財課)

イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(カ)の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤り等により遅れて会計管理者へ通知している。

那覇市会計規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア)なは一と施設使用料 許可番号22073 外5件 (文化振興課)
- (イ)那覇市歴史博物館所蔵資料撮影使用料(調定日:令和4年4月25日)
(文化財課)
- (ウ)壺屋焼物博物館要覧売払い収入2023年3月2日分 (文化財課)
- (エ)産業廃棄物処分業更新許可手数料(調定日:令和4年5月6日)
(環境政策課)
- (オ)産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料 (環境政策課)
- (カ)特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料 (環境政策課)

ウ 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

次の(ア)～(ク)の契約については、契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法第 234 条の解釈として、地方財務実務提要 2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させるよう行われたい。

(ア) 支所等特定信書・手数料輸送業務委託（ハイサイ市民課）

(イ) 首里支所庁舎清掃業務委託（ハイサイ市民課）

(ウ) キャッシュレス対応券売機保守・サポートサービス契約

（ハイサイ市民課）

(エ) 住民記録システム入力業務における R P A ライセンス保守及び利用契約（ハイサイ市民課）

(オ) 小禄支所庁舎会議室等施設における鍵管理システム及び施設予約システム導入事業契約（ハイサイ市民課）

(カ) ホームページ維持管理業務委託（文化財課）

(キ) 市指定文化財及び市所有文化財清掃業務委託（文化財課）

(ク) 伊江御殿別邸庭園清掃等業務委託（文化財課）

エ 予定価格の設定漏れについて（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の業務委託については、予定価格が設定されていなかった。

当該業務委託は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約となっているが、那覇市契約規則第 22 条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 環境啓発事業・出前講座業務（環境保全課）

(イ) 議場音響映像設備点検保守業務委託（調査法制課）

オ 1 者見積による随意契約について（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号で定める「競争入札に付することが不利と認められるとき」により随意契約を締結しており、1 人の者から見積書を徴している。

当該条項第 6 号に基づく場合には、経済的な不利益の有無を検証する必要があるため、2 人以上の者から見積書を徴す必要がある。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 歴史博物館受付及び料金徴収業務委託（文化財課）

(イ) パレット市民トイレ清掃保守管理業務委託（クリーン推進課）

(3) 各部署の指摘事項等

【市民文化部】

○ 市民生活安全課

ア 産業廃棄物の処理が含まれる契約における完了確認について（要望事項）

令和4年度スクールゾーン標識撤去業務委託の契約内容は、スクールゾーン標識看板の撤去、切断及び廃棄となっている。

当該委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外）第1項の適用により、発生する産業廃棄物の処理責任は元請業者となる。

同法の一部改正を受け、平成23年3月30日付環廃産第110329004号通知に添付の「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」によると、「2.2発注者等の関係者の責務と役割」（9ページ）の解説「(1)発注者の責務と役割」において、「工事が終わった時は元請業者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認する」こととされている。

産業廃棄物の処理が含まれる契約に当たっては、元請業者が提出する完了届にマニフェスト伝票の写しを添付させることなどを定め、適正な処理が確認できるよう努められたい。

○ まちづくり協働推進課

ア 適正な額の収入印紙の貼付について（注意事項）

なは市民協働プラザ清掃業務委託については、契約金額1千78万円に対し、当該委託契約書に貼付されるべき収入印紙の額は1万円であるが、2千円の印紙が貼付されていた。

印紙税法には、課税文書の種類及び印紙税額等が定められており、契約事務を進めるに当たっては、関係法令を遵守し、収入印紙の金額を確認する等、適正な処理を行われたい。

○ 文化振興課

ア 資金前渡及び概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

資金前渡及び概算払いの精算事務については、失念による遅れが資金前渡は8件、概算払いは22件ある。

資金前渡の精算については、那覇市会計規則第57条第1項において、経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内に精算し、精算報告書に証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

また、概算払いの精算については、那覇市会計規則第62条第1項は「概算払を受けた者は、用務を終了した日から7日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と定めている。

資金前渡及び概算払いにおける精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 備品の管理について（注意事項）

備品管理事務において、所管替えしたもののや廃棄の際の台帳未登録などにより現物と備品台帳が一致していない。また、台帳の記載項目である「設置場所等」の記載がないもの、備品シールの貼付がないものが見られた。

備品の管理に当たっては、那覇市物品会計規則第20条（処分）、第23条（管理換え及び所属換え）、第25条（台帳等）等に定められており、関係規則を遵守し、適切な手続きをされたい。

○ 文化財課

ア 歳入調定（事後調定）遅れについて（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の事後調定については、当月毎に一括して調定をするべきところ、失念により遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第2項では、その性質上収納前に調定をすることができないものについては、当該歳入が収納された後、速やかに調定をしなければならないとされ、ただし、収納の都度調定をすることにより当該事務以外の事務に著しい支障を及ぼすと認められる歳入については、毎月末日現在における当該月に収納された歳入の調定を一括して行うことができると定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

(ア) 玉陵 文化財入園料（4月収納分）

(イ) 識名園 文化財入園料（4月収納分）

イ 随意契約時における事務処理について（注意事項）

文化財試掘調査に伴う磁気探査業務（12件）については、那覇市契約規則第20条第1項第6号に基づく随意契約とし、見積書の徴取を1人の者からの合見積としている。

那覇市契約規則第23条において、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。

同規則逐条解説では、随意契約といえども競争性等を確保する必要があることから、見積書の徴取は2人以上の者から行うことを原則としたものである。

随意契約時における事務処理に当たっては、公平性、競争性を確保するため、特定の事業者に偏ることがないように、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【選挙管理委員会】

○ 選挙管理委員会事務局

ア 契約事務における適用条項の誤りについて（注意事項）

参議院議員通常選挙執行事業の期日前投票所会場等に係る労働者派遣基本契約については、当初、期日前投票所会場等に係る人員を募集し雇用する予定であったが、必要な人員を確保できず、残りの人員を確保するため、労働者派遣業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約をしている。

当該条項第5号は、緊急の必要により競争入札に付すことができないときとされており、予定された業務の遅れを理由に同号を適用することは適正ではない。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

2 その他

(1) 基金の運用方法について

基金は、令和4年度末時点で約257億8千万円あるが、有価証券運用残高は約9億9千万円と基金全体に占める割合は3.9%となっている。

有価証券運用を除いた残りの基金は、ほとんどが大口定期預金で運用されているが、預託期間は1年であり、一時借入金に備えた大口定期やリスク分散による大口定期の利率は0.002%、引き合いによる大口定期の利率も0.026%となっている。

一方、那覇市債券運用要綱では、購入できる有価証券が国債、地方債、政府保証債、財投機関債又は地方公共団体機構債と定められており、令和4年度に購入した地方公共団体金融機構債(20年債)の利率は1.433%となっており、引き合いによる大口定期の利率0.026%の約55倍である。

地方自治法第235条の4の規定では、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないと定められており、同法施行令第168条の6の規定では、会計管理者は歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないと定められている。

また、地方自治法第241条第2項では、基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効果的な運用をしなければならないと定められており、同条第7項では、基金の管理については、歳計現金の保管の例によると定められている。

基金の運用方法については、関係法令に基づき、安全確実性のみならず、支払準備性や有利性を勘案して、より効率的かつ効果的な運用を図られたい。